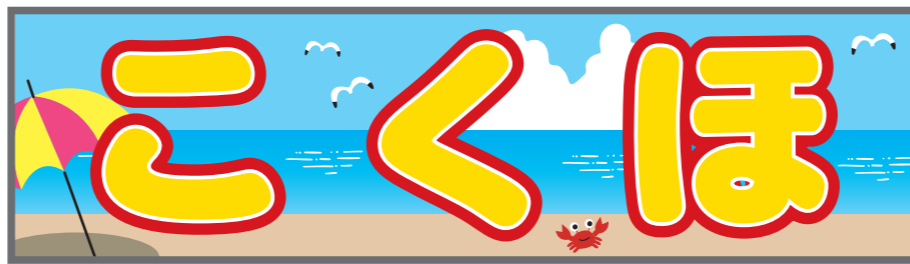


国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和3年7月21日 第164号
—発行—
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字布屋町41番地1
TEL.35-2111(番代) 内線2348~2353

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！
収納課 35-2111
(内線 2275~2278)

被保険者証は7月31日までに「特定記録」で配達される予定です

配達の際、ご自宅に不在でも郵便受箱に配達しますが、期日を過ぎても保険証が届かない場合は、国保年金課または各総合支所総合窓口係まで、ご連絡ください。

※短期被保険者証の方は、納付相談後に交付されます。

- 受け取りに必要なもの
- 古い被保険者証
 - 顔写真付きの本人確認書類

※別世帯の方にお渡しいた
ことはできませんのでご
注意ください。



被保険者証がお手元に届いたら

1 記載内容に誤りがないか必ず確かめてください。

- (有効期限、記号、番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主氏名など)
- ・令和3年8月2日から令和4年7月31日までに75歳となる方は「後期高齢者医療制度」に新たに参加するため、誕生日の前日が有効期限として記載されています。
 - ・令和3年8月2日から令和4年7月31日までに70歳となる方は、被保険者証兼高齢受給者証が交付されるため、誕生月の末日(ただし、1日が誕生日の方は前月の末日)が有効期限として記載されています。

2 新しい被保険者証は8月1日から、古い被保険者証は7月31日まで使います。

8月1日を過ぎたら、古い被保険者証は各自破棄してください。

青森県国民健康保険被保険者証 有効期限
兼高齢受給者証

記号 番号
住所

氏名
生年月日
適用開始年月日
交付年月日
発効期日
世帯主氏名
被保険者番号
交付者名

高齢受給者の負担割合は
こちらに印字されます

性別
一部負担金の割合 2割

見本

70歳から74歳の方に
のみ印字されます

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、この証を渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることが出来ます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

[特記欄:
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

[表面] [裏面]

遠 被保険者証は、施設に直接送付します

施設入所のため、施設へ住所を移している子の被保険者証については、施設に直接送付しますので、申請は必要ありません。

学 被保険者証は親元に送付されます

- 合格通知、入学許可証で申請を行った場合 自動更新されませんので、在学証明書を提出してください。
- 在学証明書で申請を行った場合 自動更新となり、親元の被保険者証と一緒に送付されます。

更新後の学 被保険者証は、有効期間が令和4年3月31日までとなります。

4月以降も学被保険者証の交付を希望する場合は、新年度に入ってから継続の申請をする必要があります。

国保に入るときとやめるときは必ず手続きをしましょう!

加入の届け出が遅れると

- ・保険税は、加入の届け出をした月から納付するのではなく、資格を取得した月までさかのぼって納付することとなりますので、保険税額が多くなる場合もあります。
- ・国保被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

- ・国保被保険者証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療機関を受診された場合、国保が負担した医療費(総医療費の7~8割)は、あとで返していただくこととなります。
 - ・他の健康保険等に加入したとき、国保をやめる届け出をしないと、保険税と保険料を二重に支払ってしまうこととなります。
- ※勤務先の会社等では国保をやめる届け出は行いません。

国民健康保険税に滞納がある世帯は、郵送更新されません

平成28、29、30、31年度、令和2年度のいずれかに滞納がある場合は、「短期被保険者証」又は「被保険者資格証明書」が交付されます。

短期被保険者証

一般の被保険者証と同様に使用できますが、有効期間が3カ月となります。

※ただし、高校生以下の国保被保険者には、有効期間が6カ月以上の短期被保険者証を交付します。

更新ごとに納付相談が行われ、国民健康保険税の納付を求められることとなります。また、原則限度額適用認定証の交付を受けることができません。

短期被保険者証該当世帯	被保険者証の有効期間	有効期限
平成28年度~令和2年度の保険税を滞納している世帯	3ヶ月	10月、1月、4月、7月末

被保険者資格証明書

現在、「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、令和3年8月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

- ① 納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯
- ② 令和2年8月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯

※ただし、高校生以下の国保被保険者には、有効期間が6カ月以上の短期被保険者証を交付します。

医療機関を受診した際、一旦医療費の全額を支払う必要があります。

後日、申請により、医療費の7割~8割について給付を受けることとなりますが、その都度国民健康保険税の納付を求められることとなります。



【有効期限：令和3年7月31日の限度額適用認定証をお持ちの方】

8月以降も限度額適用認定証の交付を希望する方は、申請が必要です。

8月2日(月)以降に国保年金課⑩、⑪番窓口又は各総合支所窓口係までお越しください。

申請に必要なもの

- 治療を受けている方の被保険者証
- 世帯主と治療を受けている方のマイナンバーのわかるもの

お問い合わせ先

● 国保年金課
35-2111 (内線2348~2353)

● 金木総合支所 総合窓口係
35-2111 (内線3134)

● 市浦総合支所 総合窓口係
35-2111 (内線4066)

医療機関・薬局の受診等にあたって ご留意いただきたい点について

ごしょいん
からの
お願いです

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。

必要な人が安心して医療を受けられるようにするとともに、最終的に保険税や窓口負担として皆様に御負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに留意しましょう。



救急医療機関のご利用について……

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。



小児救急電話相談について……

夜間・休日にお子さん（概ね15歳未満の子ども）の急な病気等で心配になったら、まず、「小児救急電話相談（局番なしの「#8000」、ダイヤル回線の電話からは「017-722-1152」）」の利用を考えましょう。小児科医師の支援を受けながら看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

※青森県で小児救急電話相談が利用できる日時
平日：18時から翌朝8時まで
土曜：13時から翌朝8時まで
日曜祝日：8時から翌朝8時まで（24時間）



かかりつけ医を持ちましょう……

気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう

医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。



薬のもらいすぎに注意しましょう……

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。



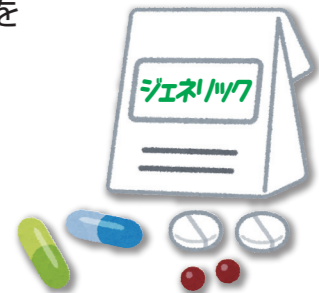
薬の飲み合わせに注意しましょう……

薬の飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝えましょう。



ジェネリック医薬品希望シールを利用しましょう!

ジェネリック医薬品を希望する方に「ジェネリック医薬品希望シール」を無料で配布しています。ご希望の方は市役所国保年金課⑮・⑯番窓口、金木総合支所総合窓口係、市浦総合支所総合窓口係へおこしください。



ジェネリック医薬品とは

同じ成分・同じ効き目で安い薬です

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許が切れたあとに製造販売される薬のことで、厚生労働省により新薬と有効成分、用法・用量、効能及び効果が同等と認められた薬です。

医療費にも家計にもやさしい

特許切れの新薬を元に作られ開発コストが少ない分、低価格になっています。医療費の節減のため、また、患者さんの薬代負担軽減のためにもジェネリック医薬品の利用にご協力をお願いします。

ご不明な点は
医師・薬剤師に
ご相談ください

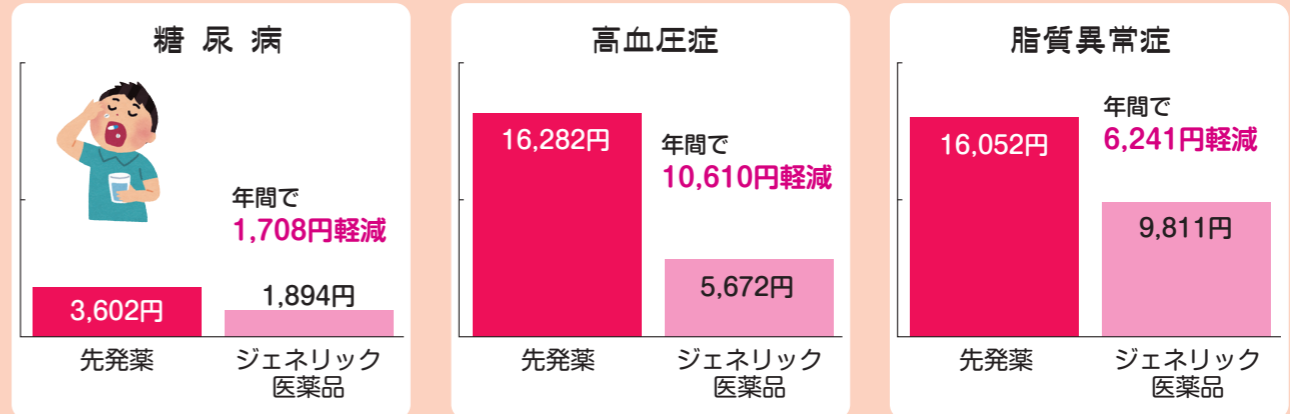


留意していただきたいこと

- すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
 - 医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります。（自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料が含まれるため。）
 - 医療機関や薬局によっては、取扱っていないジェネリック医薬品もあります。
 - 病状や治療内容によって、薬を変更しないことが望ましい場合もあります。
- ★切り替えの際は、医師や薬剤師にご相談ください。

新薬とジェネリック医薬品の負担額比較

▼例）それぞれ代表的な薬1種類を1年間（1日1錠）服用したと仮定。
※薬代のみで、技術料などは含まない。3割負担の場合。



【日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会HPより引用】※令和3年4月現在